

宮津市公報

令和6年3月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

5 市道の区域変更	1
6 市道の供用開始	1
7 市道の区域変更	2
8 市道の供用開始	2
9 宮津市議会定例会の招集	2
10 宮津市適応指導教室等通室費補助金交付要綱	2
11 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（里波見自治会）	4
12 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（長江自治会）	4

公 告

8 条件付一般競争入札	4
9 農用地利用集積計画の縦覧	7
10 公示送達	7
11 宮津市任期付職員採用試験の実施	8

水 道 企 業

《上下水道告示》

2 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動	10
-----------------------	----

教 育 委 員 会

《告示》

2 宮津市教育委員会定例会の招集	10
3 宮津市教育委員会臨時会の招集	10

選 挙 管 理 委 員 会

《告示》

1 有権者総数の50分の1の数	10
2 有権者総数の3分の1の数	11
3 有権者総数の6分の1の数	11
4 選挙人名簿の登録を行う日	11

農 業 委 員 会

《告示》

2 宮津市農業委員会定例総会の招集	11
-------------------	----

告 示

宮津市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月5日

宮津市長 城崎雅文

道路の種類 市道
 路線名及び道路の区域

路線名	道路の区域			
	区 間	変更の 前後別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
鶴賀病院線	(起点) 宮津市字鶴賀2075番 地先	前	3.00 ~ 9.30	798.6
	(終点) 宮津市字惣小字左惣鼻420番 地先	後	3.00 ~ 9.30	
駅裏安智線	(起点) 宮津市字中ノ丁2534番 地先	前	1.68 ~ 8.40	489.2
	(終点) 宮津市字安智2432番1 地先	後	1.68 ~ 9.50	
中橋惣線	(起点) 宮津市字吉原2539番1 地先	前	6.50 ~ 15.00	734.5
	(終点) 宮津市字惣小字二十人町299番1 地先	後	6.50 ~ 15.00	
小川町線	(起点) 宮津市字小川740番 地先	前	2.60 ~ 3.70	224.0
	(終点) 宮津市字小川894番1 地先	後	2.60 ~ 3.70	
万蛭子線	(起点) 宮津市字万町585番 地先	前	4.00 ~ 14.00	472.5
	(終点) 宮津市字宮町1372番 地先	後	4.00 ~ 14.00	

* * *

宮津市告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月5日

宮津市長 城崎雅文

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
鶴賀病院	宮津市字中ノ丁2515番地内 (宮津市字中ノ丁2515-1地先から宮津市字中ノ丁2506-2地先まで)	令和6年2月5日
万蛭子線	宮津市字万年小字亀ヶ丘895-1・895-2-2合併番地内 (宮津市字万年子字亀ヶ丘895-1・895-2-2合併地先から)	令和6年2月5日

宮津市字万年子字亀ヶ丘895-1・895-2-2合併地先まで

* * *

宮津市告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

宮津市長 城崎雅文

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	道路の区域			
	区 間	変更の 前後別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
須津中央線	(起点) 宮津市字須津小字黍1631番2 地先	前	1.90 ~ 10.50	767.0
	(終点) 宮津市須津小字九反町413番26 地先	後	2.00 ~ 10.50	
髪屋敷家ノ 堂立線	(起点) 宮津市字須津小字髪屋敷1073番 地先	前	2.80 ~ 7.50	222.0
	(終点) 宮津市字須津小字荒神ノ下1147番1 地先	後	3.40 ~ 7.50	

* * *

宮津市告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

宮津市長 城崎雅文

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
須津中央線	宮津市字須津小字辻1048番 地先から 宮津市字須津小字辻1049番2 地先まで	令和6年2月13日
髪屋敷家ノ 堂立線	宮津市字須津小字髪屋敷1072番1 地先から 宮津市字須津小字髪屋敷1078番3 地先まで	令和6年2月13日

* * *

宮津市告示第9号

令和6年第1回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月14日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期 日 令和6年2月21日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第10号

宮津市適応指導教室等通室費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年2月20日

宮津市長 城崎雅文

宮津市適応指導教室等通室費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、適応指導教室等に通室する児童生徒の通室費について、保護者の負担を軽減し、もって義務教育の円滑な運営に資するため、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「適応指導教室等」とは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談及び指導を行う機関又は市長が別に定める不登校児童生徒のための教室で学校長が指導要録上出席扱いとするものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、宮津市立小学校、宮津市立中学校又は与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校に在籍し、適応指導教室等に通室する児童生徒（本市に住所を有する者に限る。）の保護者とする。ただし、次条第2号に該当する場合であって、次に掲げる者については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前号に定めるもののほか、通室費に係る他の補助制度の適用を受けている者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当する場合の通室に要する費用とする。

- (1) 当該児童生徒の住居から適応指導教室等の距離が小学校にあつては4キロメートル以上、中学校にあつては6キロメートル以上であるとき。
- (2) 市長が、児童生徒の通室安全対策上、公共交通機関の利用を認めたとき。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 徒歩又は自転車による場合は、別表に定める額とする。
- (2) 送迎による場合は、当該児童生徒の住居から適応指導教室等までの2往復の距離（100メートル未満の端数は、切り捨てる。）に1キロメートルあたり37円を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に実通室日数を乗じて得た額とする。
- (3) 公共交通機関利用による場合は、最も経済的な経路及び方法による旅客運賃相当額以内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市適応指導教室等通室費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、宮津市適応指導教室等通室費補助金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日以後の通室費について適用する。

別表（第5条関係）

対象	通室距離	補助金の額
児童	4キロメートル以上5キロメートル未満	年額 3,000円
	5キロメートル以上6キロメートル未満	年額 3,200円

	6キロメートル以上	年額 3,400円
生徒	6キロメートル以上7キロメートル未満	年額 3,000円
	7キロメートル以上8キロメートル未満	年額 3,200円
	8キロメートル以上	年額 3,400円

* * *

宮津市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年7月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 里波見自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 毛 呂 勝 彦
- 3 変更年月日 令和6年2月11日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和6年2月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年11月28日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 長江自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 三 野 勲
- 3 変更年月日 令和6年2月11日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和6年2月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

公 告

宮津市公告第8号

条件付一般競争入札の実施について

宮津ターミナルセンター改修工事について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和6年2月6日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宮津ターミナルセンター改修工事
- (2) 工事番号 宮企第1号
- (3) 工事場所 宮津市字鶴賀地内
- (4) 工事概要 既存宮津ターミナルセンター改修
 - ①待合室改修工事 (275㎡)
 - ②長寿命化改修工事
- (5) 工事期間 契約日の翌日から令和6年10月3日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

- 担当部署 宮津市企画財政部財政課 (資産活用係)
宮津市役所別館1階
- 郵便番号 626-8501
- 所在地 京都府宮津市字柳縄手345番地の1
- 電話番号 0772-45-1611
- ファックス番号 0772-25-1691
- E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 宮津市における令和5年度建設工事指名登録業者で、建築一式工事においてA等級を有する者
- (2) 次のアからキにすべて該当する者
 - ア 許可の種類 建築一式工事業に係る特定建設業の許可
 - イ 許可業種 建築一式工事
 - ウ 認定等級 II等級以上 (京都府における令和5年度建設工事の入札参加資格)
 - エ 総合評定値 直近800点以上 (建築一式工事業に係る経営事項審査に基づく総合評定値P)
 - オ 営業所所在地 京都府全域 (丹後、中丹東、中丹西、南丹、京都、乙訓、山城北、山城南)の土木事務所管内に主たる営業所を置く者及び近畿圏 (大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県) に主たる営業所を置く者
 - カ 配置予定技術者 主任技術者として「建築一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
 - キ その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書 (別記様式1)

- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

- ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し
- イ 経営事項審査結果通知書の写し (最新のものを含む直近3か年分)
- ウ 配置予定技術者調書 (別記様式3)

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者 (以下「技術者」という。) の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

- エ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) ウの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間
令和6年2月9日(金)から令和6年2月22日(木)までの午前9時から午後5時まで
(期間中の土曜日及び日曜日を除く。)
※申請書等は、京都府入札情報公開システムに掲載する。
- (2) 設計図書等の閲覧期間
令和6年2月9日(金)から令和6年3月4日(月)までの午前9時から午後5時まで
(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
閲覧場所 2に示す担当課に同じ
※設計図書等は、京都府入札情報公開システムに掲載する。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付
令和6年2月13日(火)から令和6年2月22日(木)までの午前9時から午後5時まで
(期間中の土曜日及び日曜日を除く。)
ただし、郵送の場合は令和6年2月22日(木)の午後4時までに必着とする。
- (4) 質問の受付
設計図書等に関する質問
令和6年2月26日(月)まで
ただし、郵送の場合は令和6年2月26日(月)の午後4時までに必着とする。
- (5) 回答の閲覧
設計図書等に関する回答
令和6年3月1日(金)までに京都府入札情報公開システムに掲載する。
※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。
- (6) 入札日時
電子入札による執行とする。(紙入札方式可)
入札書は、原則として令和6年3月5日(火)午前9時から午後6時までに提出すること。
令和6年3月6日(水)は予備日とするので、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
(午後2時まで)
- (7) 開札日時
令和6年3月7日(木)午前9時
- (8) その他
入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないものとする。

- (1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

- (1) 入札の執行回数は1回とする。
- (2) 入札金額は「千円止め」とする。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
 - ウ 紙入札方式によって、同一人にして同じ入札に2以上の入札をしたとき。
 - エ 紙入札方式によって、金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
 - オ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。
 - カ 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

キ その他入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、67,991,000円（消費税含む。）とする。

11 最低制限価格

最低制限価格を設定している。

12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

13 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

部分払いは3回とする。

14 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

————— * * * —————

宮津市公告第9号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和5年度農用地利用集積計画（令和6年2月13日付け宮農委第68号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和6年2月20日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和6年2月20日

至 令和6年3月11日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第10号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年3月1日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第11号

宮津市任期付職員採用試験実施要項

宮津市任期付職員採用試験を次のとおり実施します。

令和6年3月1日

宮津市長 城崎雅文

1 試験区分、採用予定者数及び職務概要等

(1) 職種、採用予定人数、職務内容

種類	職種	採用予定人数	職務内容
任期付職員	幼稚園教諭	1名	幼稚園における幼児教育業務

(2) 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

※ 職務の進捗状況等により、本人同意の上、採用された日から3年以内の範囲で任期を更新する場合があります。

※ 任期中に65歳に達する者にあつては、65歳となる年度末までを任用期限とします。

2 受験資格

(1) 次の受験資格に該当する者

受験資格
次のいずれにも該当する方 ① 昭和34年4月2日以降に生まれた方 ② 幼稚園教諭免許を有する方 ③ 教育機関等において、幼稚園教諭として、常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で1年以上就業した職務経験がある方（基準日：令和6年2月29日時点）

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 宮津市の再任用制度の対象となる方は受験できません。

3 試験方法・日時・会場等

選定方法	内容	日時及び会場（予定）
個別面接	職務経験、人物、識見等について個別面接審査	令和6年3月25日（月） 宮津市役所

4 合格発表

区分	発表の時期及び方法	
最終合格発表	3月下旬（予定）	宮津市役所の掲示板及びホームページに掲示するほか合格者に文書で通知します。

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

(1) この試験の合格者は、宮津市任期付職員採用候補者名簿に登載し、その中から採用者を順次決定します。

(2) 任用期間は1年ごととなりますが、職務の進捗状況等により、本人同意の上、採用された日から3年以内の範囲で任期を更新する場合があります。

6 採用予定年月日

令和6年4月1日

7 採用後の待遇等

(1) 身分

一般職の任期付職員（常勤）

(2) 給 与

初任給は、学歴や職歴等を勘案して決定されます。
宮津市一般職員の給与に関する条例に基づき、諸手当を支給します。

(3) 勤務時間・休暇等

- 勤務時間：原則として午前8時30分から午後5時15分（うち休憩時間1時間）
- 休 日：土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日
- 休 暇：1年に20日（採用年は月割計算）
その他夏季休暇（3日）、病気休暇、忌引き休暇等の休暇制度があります。
- そ の 他：健康保険等は、公立学校共済組合に加入します。

8 受験申込みの方法

提出書類	①宮津市任期付職員採用試験申込書 （写真は、申込前6か月以内に撮影した上半身前向き） ②職務経歴書 ③幼稚園教諭免許状の写し
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書し、送付してください。
申込先	宮津市役所 総務部 総務課 職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上、提出することもできます。

(ホームページアドレス <https://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

9 受験申込みの受付期間

令和6年3月1日(金)から令和6年3月15日(金)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、3月15日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受験票は、募集期間終了後、受験申込書に記入されたメールアドレス宛てに送信します。
個別面接試験日当日は、受験票を印刷の上、ご持参ください。

3月21日(木)までにメールが届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
不合格者	総合順位	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階（総務部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121内線231・232

【参 考】

地方公務員法第16条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

————— * * * —————

水道事業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第2号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和6年2月7日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第141号

(1) 名称 株式会社FUJIYO

(2) 所在地 (変更前) 舞鶴市愛宕下町5番地4

(変更後) 舞鶴市田中町34番地25

————— * * * —————

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第2号

令和6年第2回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月13日

宮津市教育委員会
教育長 山本雅弘

1 日時 令和6年2月20日（火）午後1時30分

2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（3階第1コミュニティールーム）

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第3号

令和6年第3回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年2月26日

宮津市教育委員会
教育長 山本雅弘

1 日時 令和6年2月28日（火）午前9時

2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第1号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、

次のとおりである。

令和6年3月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

287人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第2号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

4,774人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第3号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

2,387人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第4号

令和6年6月1日現在の、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録について、登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年3月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

登録を行う日 令和6年6月3日

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第2号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和6年2月6日

宮津市農業委員会
会長 関野掲司

1 日時 令和6年2月13日（火）午前9時30分

2 場所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議題

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

- 議案第 8 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について
- 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について